

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第1回）

議事録

令和5年6月21日（水）

10時00分～12時00分

WEB会議

[出席者]

（委員）伊東委員、大日向委員、佐々木委員、仙田委員、戸田委員、長山委員、西村委員、古川委員（計8名）

（文化庁）圓入国語課長、小林日本語教育推進室長、伊藤文化庁国語課長補佐、増田日本語教育調査官、齊藤日本語教育調査官、高木高等教育局参事官（国際担当）留学生交流室長補佐 ほか関係官

[配布資料]

- 1 ワーキンググループの設置について
- 2 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの進め方
- 3 日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案（令和5年6月時点）
- 4 認定日本語教育機関に関する省令等の案について
- 5 留学生に対して日本語教育を行う課程等についての実態調査結果 概要

[参考資料]

- 1 日本語教育小委員会（23期）における審議内容について
- 2 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）
- 3 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 委員の互選により戸田委員が座長に選出された。

- 3 事務局から配布資料3～5について説明があり、意見交換を行った。
- 4 次回の日本語教育小委員会は7月21日（金）午前10時から開催予定であることを確認した。
- 5 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○伊藤課長補佐

ただいまより議事を公開させていただきます。戸田委員が座長に選出されましたので、以降の議事の進行は戸田委員にお願いいたします。まず座長に就任されたということで一言御挨拶をお願いいたします。

○戸田座長

改めまして、認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの座長に選出されました、戸田でございます。審議に先立ちまして一言御挨拶申し上げます。

日本語教育を受けることを希望する方々に対し、その教育を担う機関、教育の教員、教育の質はどのように確保、維持されるべきか、非常に重要な問題であると考えます。本ワーキンググループでは皆様とともに活発な意見交換、議論の場となるよう、努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。議事に入る前に、事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

○齊藤日本語教育調査官

先日の日本語教育小委員会にて、三つの審議事項に分けてワーキンググループが設置されることが承認されました。配布資料1は、「ワーキンググループの設置について」でございます。

配布資料2は、「認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの進め方」、配布資料3「日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案（令和5年6月時点）」のものでございます。配布資料4「認定日本語教育機関に関する省令等の案について」、配布資料5「留学生に対して日本語教育を行う課程等についての実態調査結果概要」でございます。

参考資料として3点ございます。参考資料の1は「日本語教育小委員会（23期）にお

ける審議内容について」、参考資料2「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）、参考資料3「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」、以上となります。

○戸田座長

それでは続きまして、議事の二つ目にまいります。認定日本語教育機関の認定基準等についてです。資料について、事務局より説明をお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

それでは、配布資料3の横置きの1枚紙、「日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案」について、本年6月時点のものを説明させていただければと思います。6月2日に法律が公布されましたが、法律で決まっているのは令和6年度から施行というところでございます。

法律の施行までには、まず政省令を制定する必要があるがございます。政省令に加えまして、実際の認定の手引きや、細かい規則を併せて策定することを考えております。法律の施行が令和6年4月ということを考えますと、年明けを目途に、制度の周知・説明会を行っていきたいと考えております。日本語教育機関の認定については、年明けを目安に事前相談を受けながら5月を目途に正式な申請を受け付け、秋頃には認定内示を行いまして、その後は生徒募集などをしていただく形になるかと思っております。このスケジュールは新規認定を想定しておりますが、全体に従来の制度から移行してくる方々も同じようなスケジュールになるかと思っております。

併せまして、別のワーキンググループで登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関の登録に関しても審議をいただくこととなっております。こちらにつきましても夏頃に申請を受け付けて、秋頃に登録をしていきたいと考えております。

日本語教員試験についてですが、今年の秋頃に1回目の本試験を予定しております。それに先立ちまして、今年度は試行試験を冬頃に行うことを予定しております。試行試験の結果を踏まえ、問題等の検証を行った上で来年度の本試験を実施していきたいと考えております。本試験の後は、いよいよ日本語教員の登録を開始していくこととなりますので、来年度の施行に向けて非常にタイトなスケジュールとなっておりますが、こちらのワーキンググループでは認定基準について審議をお願いできればと思っております。

規定となる部分について別の書き方をする形で考えております。

1 番の総則でございます。一つ目の丸でございますが、認定基準の性格を明らかにするということで認定基準自体が最低基準であること、そして認定校の運営に当たって基準を下回ることがないように、日本語教育機関の日本語教育の水準の維持向上に努めることを規定することを考えております。

二つ目の丸、日本語教育課程の目的別の設置者、目的別の対象者に沿いまして、留学、就労、生活のための課程を定義して、審査もそれぞれの課程の別に行うことを示しております。

三つ目の丸でございますが、大規模な機関も多くございますので、そうした機関が日本語教育課程を実施する場合は、実施主体である基本組織を置くことを求め、基本組織に教育上、必要な教員組織その他を踏まえることを規定することを考えております。

教員及び職員の体制でございますが、一つ目、外形的な基準として校長や主任教員、教員数、週当たりの授業時間数、事務統括職員の配置といったことを定めています。これに加えて、今回の法律においては情報公表、自己点検評価などが規定されたことを踏まえまして、情報公表、自己点検評価が実施できる体制を整備ということを考えております。また、有識者会議報告にもございましたが、授業内容の改善を継続的に図るとともに、所属する日本語教員のキャリアアップを目指した取組をするということで、研修を実施するための体制の整備を設けることを考えております。

続きまして、6 ページでございます。施設及び設備についてですが、外形的な基準としまして校地、校舎の設置、校地、校舎、教室に関する施設などの規定を設けることとしております。二つ目の丸を御覧ください。校地に関しまして自己所有要件の規定を設けることを考えており、自己所有相当とされる部分の「それに相当するものであること」というところに関しましては、省令ではなくて告示で制定する予定でございます。こちらに関しましては現行の法務省の告示基準などを参考にしていきたいと考えております。校地だけではなく、下から3行目の校舎にも同様の規定がございますけれど、同じ考え方でございます。

三つ目の丸でございます。留学以外の課程を設ける場合は、想定される施設の形態も多様でありますので、図書室や保健室を職場等の施設で利用できるような、留学とは違う形態も考えられますので、違う規定ぶりとして、就労や生活の場合は特例の規定を考えております。

7ページを御覧ください。日本語教育課程でございますが、二つ目から五つ目の丸、教育の実施内容についての具体的な数字などを示しており、外形的な規定を設けることを考えております。認定日本語教育機関の日本語教育課程に関しましては、有識者会議の報告で示された方針を踏まえまして、留学、就労、生活と三つの分野別に分けることをしますので、それぞれ対象となるもの、に対してどのような水準の日本語教育を実施するかということについて規定をすることを考えております。

認定日本語教育機関は、一定水準の日本語教育課程の設置を求めるということでございますので、留学のための課程を置く機関では、令和3年10月の「日本語教育の参照枠」で示されたB2レベル相当以上の日本語能力の習得を目的とした課程を一つ以上設けることを求めます。そして留学のための課程を置かない機関に関しましては、B1レベル相当以上の日本語能力の習得を目的とした課程を一つ以上設けることを求めることとしております。そして日本語教育課程の具体的な内容に関しましては、令和5年度中に文化審議会において策定を予定しておりますコアカリキュラム（仮称）を用いまして、教育内容に踏み込んだ審査を行うことを予定しております。

確認の根拠として、各教育課程の目的及び目標に応じて適切な授業科目を生徒の日本語能力に応じて体系的に開設しなければならない旨を規定しまして、担当する教員が担当する能力を有していること、適切な教材が用いられるべきことについても規定することを考えております。

下から2行目でございますが、参照枠では、「聞く」「読む」「話す（会話）」「話す（発表）」「書く」という五つの言語活動の能力を伸ばす必要性を示しておりまして、これを踏まえまして当該五つの言語活動全てを各教育課程において扱うべきことを規定することを考えております。

五つ目の丸でございます。上から五つ目の丸ですが、年間の授業時間数に関しましては、留学は現行の告示校をふまえ760単位時間以上、就労や生活に関しましては、令和4年11月に文化審議会でもとめていただきました「地域における日本語教育の在り方について」に記載された到達レベルによる学習時間を参考にすることを考えております。B1を目指す課程は350時間以上、A2を目指す課程においては200時間以上、A1を目指す課程は100時間以上ということで、時間設定を考えております。こちらに関しては、単位時間という形ではございません。

次のページでございますが、遠隔教育についてでございます。上から三つ目でございます

すが、遠隔教育につきましては、こちらでは就労、生活しか書いておりませんが、留学についてはその対象者が日本語教育を受けるために本邦に入国するというところでございますので、基本的には対面での教育を希望していることが想定され、遠隔授業を認めないこととします。一方、就労や生活のための課程については生徒の置かれた状況を踏まえて、専修学校設置基準などを参考に4分の3まで遠隔授業を可能とすることを考えております。また、収容定員数につきましては、現行の法務省告示基準なども参考にしまして下位令で対応を検討しております。また、入学者選抜につきましては、試験等と書いておりますが、試験その他の適切な方法で実施することを考えております。

9ページを御覧ください。1番上の母語支援でございますが、学習に困難を抱える生徒の支援のために必要な体制を整備することを規定することを考えておまして、母語支援という、母語支援等としておりますけれども様々な形が考えられますが、このような規定を整備することを考えております。

二つ目から五つ目の丸では出席状況、生徒指導担当者、健康診断などについて規定をしております。三つ目の丸でございますが、災害等で教育を継続することが困難となった場合、例えば留学のための課程でございますと、本邦に在留する基礎となる活動が継続できないなど、在留資格の判定からも課題があるということでございますので、こうした事態に備えて転学支援のための計画の策定について求めることを考えております。

また、下からそれぞれ三つの丸でございますが、留学、就労、生活について、それぞれ特有な支援体制で規定することを考えております。例えば生活類型でありましたら、地方公共団体と連携して教育課程を編成する等相当の実績に基づいて、連携する体制を作ることとを求めるとしてあります。

10ページ以降でございます。今までは認定基準に関する説明でございました。こちらは認定基準とは別に施行規則というものを別途、省令で制定をいたしますが、その中で情報公表や自己点検評価、定期報告について、ではどのようなことをお求めするかということについて規定をするというものでございます。

10ページでは情報公表についてでございます。こちらに関しましては下の下段、認定教育機関がしていただく情報の公表が下段にありまして、上段には国で行う公表事項がございます。国でございますけれども、法律上、認定をした場合には、インターネット上で機関の情報を多言語により公表することが規定されております。また下段にございますが、認定日本語教育機関の設置者は省令で定める事項をインターネット等により、こ

ちらは、多言語は努力義務でございますが、公表するとされております。

下段の認定日本語教育機関による情報の公表につきましては、日本語教育を受ける者にとって最低限必要な情報、また政策的観点から法律に規定したもの、例えば、授業料等の費用や入学者の募集、生徒の入学手続の支援等を行った者に対して支払った仲介料手数料などを項目として入れておるところでございます。

11ページを御覧ください。自己点検評価でございます。自己点検評価も法律上は義務となっておりますが、留学で今、行っていただいております法務省の告示機関制度で規定されている自己点検評価を参考に、項目を考えております。また下段、第三者評価につきましては、この文章の最後に「努めること」としておりますので、まず努力義務として規定を考えておるところでございます。

続きまして、12ページを御覧いただければと思います。定期報告も法律上、義務ということで、認定日本語教育機関は年1回、文部科学大臣に定期報告を行い、文部科学大臣は概要を公表するということになっております。どのようなことを定期報告として行っていただくかということでございますが、認定基準に沿った体制、施設、設備や教育課程、学習上、生活上の支援の実施状況について適正に実施されているかを確認できるよう客観的、定量的な情報として資料になるものを報告いただくことを考えているところでございます。

13ページを御覧ください。法律の第7条におきまして、認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する教員は、登録日本語教員であるということが規定されておりますが、附則で経過措置期間中は要件を満たす者については認定日本語教育機関において勤務可能であるということとされております。

この経過措置期間中に勤務できる現職日本語教員というものの要件を規定しておるところでございますが、基本的には現在、現在の法務省告示等で日本語教師として勤務されている方が、本邦の施行後においてもこの経過措置規定を使うことによって継続して勤務をされるということができるよう規定しております。

「1」から「3」につきましては、法務省告示機関制度において教員要件と指定されている現職者を対象とする規定であります。また四つ目につきましては、法務省告示機関制度において現行の告示制度の改正前の要件を満たした方や大学別科等で日本語教師を勤める方を対象とした規定でありまして、抜け落ちがないように努めていきたいと考えております。

14ページ以降は参考資料となります。

○高木室長補佐

高等教育局留学生交流室でございます。配布資料5「留学生に対して日本語教育を行う課程等についての実態調査結果 概要」について、簡単に御説明をさせていただきます。留学生に対して日本語教育を行う課程、大学別科についての実態調査の結果の概要でございます。このたび新たに日本語教育機関の認定制度が創設されまして、この認定制度を大学における非正規の課程、大学別科として開設される日本語教育課程へ適用する際の検討のために実態の調査を行いました。その結果の御報告でございます。

右側の2ポツを御覧ください。認定制度の適用される数、規模感でございます。赤文字のところを御覧いただければと思います。大学72コース、短期大学では9コース、修業年限が1年以上、課程の目的が学部、大学院進学のための予備教育に該当する、つまり認定制度を適用することになる数でございます。

真ん中より下の3ポツ以下を御覧ください。大学72コース、短期大学9コース、合わせて81コースについて、現行の告示基準と照らし合わせた結果でございます。(1)日本語教育の年間授業数が告示基準を下回るコースが29コース、(2)同時に授業を受ける学生の上限20人以内の上限を超えるコースが22コース、(3)教員数が収容定員20人につき1人以上で最低3人の基準を下回るコースが15コース、(4)専務教員の数、日本語教員の配置基準、収容定員40人につき1人以上、最低2人を配置するという基準を下回るコースが48コースでございます。以上が現行の告示基準に照らし合わせて特徴的な結果でございます。

特に(4)につきまして、専務教員数については日本語教育単体の学校とは違いまして大学の一組織として置かれたコースであることから、本体の大学の資源を活用している別科特有の状況であることが考えられる結果が今回の調査によって明らかになりました。

以上、御報告です。

○戸田座長

それでは審議に入ります。配布資料に沿って進めてまいります。内容が大部でございますので少し分けて議論をまいります。配布資料の5ページ、6ページにありますローマ数字の1、2、3について御意見を伺ってまいりたいと思います。それでは、御意見

のある方はリアクションボタンの挙手ボタンを押していただければと思います。長山委員、仙田委員、西村委員の順番にお願いいたします。

○長山委員

御説明の中でありました就労と生活の特性を踏まえた上でどう対応していくのかというところで、全体的な記述ぶりの問題ですが、今は項目ごとに例外的に就労、生活の場合はこうだというような書きぶりになっていると思うのですが、項目ごとに区別して、留学の場合、就労、生活の場合としてしまった方が、むしろ分かりやすいのではないかなと思います。

根本的なところでいうと、現状の基準というのは告示基準ベースにしていらっしゃると思いますので、学習者が主たる生活を学校で生活をしますということと、教育課程がフルタイムできちんと準備された教育課程を受けてもらうという基準になっているかと思うのですが、就労と生活の場合は、そもそも主たる生活の場が日本語教育機関にはないところが大きな違いになるかと思えますし、また学習内容についても体系的、包括的なものを用意して、順番に受けてくださいというものではなくて、むしろ学習者であったり、あるいは企業であったり、あるいは地域のニーズに寄り添った形でレディーメイドではなくてオーダーベースで、どうやって教育を提供していくのかということが質の根幹に関わってくるのかなと思います。考え方が異なってくる部分がございますので、今回、質の部分と一緒に提示することはいいのですが、書きぶりとしては区別した方がいいのではないかなと思います。

個別具体的なところで言いますと、3番の施設、設備のところについては、就労と生活についてはほぼ適用しないでもいいのではないかなと思っています。むしろ、学習者が集まりやすいところ、公民館などの利用を積極的にやっていくべきですし、企業の教室を借りて行うことがむしろいい場合もありますし、複数の企業、中小企業が集まって商工会議所を利用して行うなど柔軟にやっていくということの方が、質的な意味でイメージに沿ったものを提供できる意味では、むしろ大切ではないかなと思います。

○戸田座長

ありがとうございました。今の長山委員の御意見に関連して御発言のある方、いらっしゃいますでしょうか。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

私も長山委員の意見に比較的共通する意見を持っているのですが、今回の認定基準の書きぶりというのが、留学というか、告示基準に寄せた書き方になっている印象を持ちました。

確かにこれまでの蓄積があることに関しては間違いないと思いますし、参考にするのは今後の質の保障を考えていく上で非常に重要になることだとは思いますが、ただ、留学をメインに置いて、それ以外の生活、就労を例外的に扱うようなことではなくて、これまでの蓄積から質保証に対して重要な基本的事項、あるいは原則的事項というものはこうであって、それに加えて各類型、留学、生活、就労それぞれ例えば人員や、施設など、特性別に記述していくような書きぶりの方が分かりやすいのではないかなと感じております。

特に、施設、設備や、時間数、修業期間なども出てくるのではないかなと思います。

例えば施設に関しても、先ほど長山委員がおっしゃっていたことの中に公的な施設を利用するといったことや、事業所内の会議室を使ったような形態もあり得るということだったと思うのですが、定員とリンクして考えるような扱いも出来るのではないかと思います。

日本語教育だけを専ら行う機関であれば定員20名というのでもいいのではないかと思います。生活、就労であればより小規模な、例えば10人定員、5人定員といった形で教育が行われているケースも全国各地を見回すとたくさんあると思います。自分のところの施設を持っていなくても施設を確保するようなことであれば、ハードルは高くないことも考えられますので、それぞれの多様性に応じた運営基準の在り方というのを議論していく必要があるかなと思いました。

○戸田座長

ありがとうございます。では西村委員、お願いいたします。

○西村委員

私は5ページ一番下の丸についてです。研修に関する記述があろうかと思いますが、この研修を実施する体制を組織的に整えるということに関しまして、賛同しているところでございます。研修といいますと学外の研修会などに参加するようなことを思い浮かべる方も多いと思いますが、教育機関内での組織的、計画的な研修というようなものも教育機関によって実施されているかと思っております。例えば初任の方のオン・ザ・ジョブトレーニング

グや、定期的な学内研修会の開催などは、特に留学の機関の中では多く行われていると思います。プロジェクトチームを立ち上げてカリキュラム改定を行ったりテキストを作成したりというようなこともあろうかと思しますので、そういったものも研修という枠組みの中に入れることによって、むしろ教育の質の向上、その機関の教育理念に即した形での取組が進められていくのではないかなと思います。是非、併せて御検討いただければなと感じております。

○戸田座長

ありがとうございます。では伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

この総則をはじめ、法務省告示校の建付け、構造を基本に書かれているなという印象を持ちました。したがって大学で教えている、あるいは専修学校、各種学校で教えている方たちにとって、この認定基準がどういう形で自分たちに適用されるかというところが興味関心のあるところだと思います。先ほど長山委員がおっしゃったように留学、就労、生活の課程を別に行うことも重要だと思われませんが、組織がどういう形で設立されているかということに基づいた総則、一つ項目が立てられるといいかなと思いました。高等教育局のアンケート調査や今後留学生別科について議論するとおっしゃいましたが、総則に含むことによって、法務省告示校に基づいたものでないことを印象付けることも必要ではないかと思いました。

したがって、「2」の教員及び職員の体制に関しましても、大学ですと校長はおりません。センター長といった名称になりますので、文言の使い方も全ての学校、あるいは組織に適用するというのであれば御検討いただくといいかなと思いました。

○戸田座長

ありがとうございます。今の伊東委員の御意見にどなたか、さらにということがおありでしたらどうぞ。それでは古川委員、お願いいたします。

○古川委員

今、お話をさせていただこうと思ったのが正に伊東委員と同じ内容でして、関西大学です

と留学生別科があるのですが、センター長という形です。そのセンター長が例えば日本語教育を専門としない先生が担当されていることもよくあるケースかなと思います。有識者会議の報告にもありましたが、校長に至っては要件を定める記述がされているので、必ずしも日本語教育というところを専門としない先生がいらっしゃるところも加味していただきたいなというところではあります。大学ですと大学の制度を変える形になってしまうかなと思いますので、考慮に入れていただけるとありがたいなと思っています。

生活、就労に関しては仙田委員、長山委員と同意見でして、基準というものが留学類型とは少し変わってくるかなと思うので、別で立てていく必要があるのかなとは思っています。

○伊藤課長補佐

校長のところですが、大学が認定を受けていただく場合、学校教育法上は学長が校長でするので、学長を念頭に置いております。古川委員や伊東委員がおっしゃったとおり、学長自身が日本語教育に造詣が深い場合もあるかもしれませんが、必ずしもそうでないことも踏まえつつ検討させていただければと思います。

○戸田座長

ありがとうございます。大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員

今、総則というようなお話が出ましたので、文言云々というよりは、この法律が告示基準を中心に行っているということで、これまでの実績からそれは致し方ないかなと思います。ただ留学で考えましても、これまでではどちらかというと在留管理が中心になって告示基準などが作られている印象を受けておりますので、今回、文部科学省が主管になるということですので、日本語教育というか、語学教育を行う教育機関の認定基準であることや、規則であるというような観点をしっかりと持って作られるべきじゃないかなと思っています。

○戸田座長

ありがとうございます。それでは皆様、御意見をいただければと思います。今はローマ

数字の1、2、3に関しまして議論を進めておりますが、そのほか何か御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

日本語教育機関、様々なところを拝見して非常に感じるのは、いい機関というのが財政的な基盤がしっかりしていることと、入り口、つまり募集、選抜の部分と、それから出口、卒業後どうなるかということをきちっと見据えているというところがしっかりしていらっしゃるのですね。ですからこの財政的基盤、入口、出口という3点というのはとても大切な項目だと思うのですが、この基準でどこにそれがはっきり出ているのかなというのがよく分からなくて。例えば、施設及び設備のところには財政的基盤がしっかりしていることと、いった項目を入れておいていただけるといいなということを思いました。

○伊藤課長補佐

財政基盤のところですが、法律上では、法人に対する要件として財政基盤がしっかりしていることというのが求められています。今回定めていただく認定基準は1ページのところにあるとおり、認定を受けるその施設に対して職員体制、施設設備、教育課程、それから生徒への支援の体制という四つの柱で基準を定めるということなので、認定基準の中にはこの四つに該当しないことは書き込めません。財政基盤のところは法律上、別のところで確認させていただくことになります。

○佐々木委員

募集と選抜に関してはどうなりますか。

○伊藤課長補佐

それは今の議論と、より先の話になりますが、8ページのところの教育課程のところに入学者の募集、選抜について書かせていただいております。ここについて、また御意見をいただければと思います。

○戸田座長

古川委員、お願いいたします。

○古川委員

2番の教員及び教員の体制で、校長が学長ということをお伺いして、学長なのかと思ったのですが、今の留学生別科ですとセンター長や別科長に当たる先生は、例えば日本語教育を専門としない先生が担当しても大丈夫という形ですか。校長が例えば学長にあるのであれば、主任教員が例えばセンター長、別科長だったりセンター長だったりするのかなど思ったのですが、要は日本語教育が専門でなくても大丈夫なのか、それとも専門でないといけないのかというところの基準がもう少し明確化されるといいなと思いました。

○伊藤課長補佐

事務局です。今の案の考え方をお話しさせていただくと、主任教員というのは教員なので法律上、登録日本語教員であることが義務付けられているので、主任教員が日本語教育に造詣がない方というのは想定されないということです。

一方で、センター長とはどのように位置付けられるかということですが、総則のところの最後で基本組織を置くことということになっておりますので、大学の場合は当然、日本語教育だけをやっているということはまずあり得ないので、基本組織を置いていただくことになると思います。その基本組織のトップという位置付けをしていただくことになるのだらうと思っております。

○戸田座長

ローマ数字の4の日本語教育課程のところ、ページでまいりますと7ページ、8ページ、9ページに関して御意見をお願いいたします。では伊東委員、長山委員の順番でお願いいたします。

○伊東委員

先ほどの意見とかぶりますが、日本語教育課程を見たときに留学というのが非常に全面的に出ているなと思いました。したがって、この日本語教育課程も留学、就労、生活に分けた方がよいのではないかと、改めて感じました。

また留学に関しましても、先ほどの留学生交流室のアンケートや今後の留学生別科のことも話されると思いますけれども、大学という文脈で言いますと1年の授業時間というのは15週間が基本で、それが2学期制という形になっていることが多いことや、また留学

生も単位を取る正規生、留学生も正規生がいる場合もあるし、ただ単に短期の交換留学生という形で来る場合もあって、修了年限も今、大学によってはもう様々であることを考えますと、明らかにこれも法務省告示校が基本になっていて、大学の実情を十分に考慮されてないことを感じざるを得ません。

したがって留学の課程についても法務省告示校のみならず、留学生に該当する教育機関を対象とした建付けにしないと、多くの教員は、「これは法務省告示校向けね」というような形で、自分たちには適用しないのではないか、あるいは自分たち向けのものではないと思ってしまうということを残念に思います。大学であっても留学生関係で問題を起こしたところもあり、その問題解決のためにこの基準も出来ているだろうことを考えますと、大学の日本語教育課程をも含めた形での制度設計にしていただければいいかなと思えました。

○戸田座長

ありがとうございます。今の点につきまして、もし同様の御意見や補足の御意見がありましたらお願いいたします。古川委員、お願いいたします。

○古川委員

留学生別科ですと、例えば大学ですので原則35週と書かれていますので、自分で計算してみますと集中演習を入れたとしても32週となり、結構厳しいなというところですが、ただ原則と書いてあるのでどこまでが認められる範囲なのかというところははっきりしていただきたいなと思いました。

また、交換留学生を中心とする留学生別科というところもありますし、資料5「留学生に対して日本語教育を行う課程当についての実態調査結果概要」で、留学生別科の中でも対象となるかどうかというところの別科と、同じ留学生別科でも分けて考える必要があるのかなと思います。少なくともさまざまな留学生別科がある上で、何が対象となるのかはもう少しはっきりした方がいいと思った次第です。

○戸田座長

ありがとうございました。長山委員、よろしくお願いいたします。

○長山委員

先ほどの留学、生活、就労を分けること前提の上でのお話ですが、先ほど申し上げたとおり、就労、生活の場合、企業や地域のニーズにどうやって合わせて、どのように作り込んでカリキュラムを提供していくのかといったところが正に質の根幹の部分かなと思いますし、学習内容だけではなくて実施場所、実施時間数、あるいは遠隔でやるか、やらないかというのも重要なポイントかなと思っています。そういうことを考えますと、「5」の学習上の及び生活上の支援体制の最後のところで、就労と生活に関して事業主との連携や、地方公共団体との連携ということが書かれていますが、むしろ教育課程の問題にも関わってくるのかなと思います。生活、就労の場合、企業、雇用主、あるいは自治体との連携を取って、その中でどこにニーズがあるのかということでカリキュラムのデザインをしていく、シラバスのデザインをしていくことがなければ質が担保されないので、むしろ教育課程に入れるべきなのかなと思いました。

また、教育課程のでB1の課程においては350時間以上、A2の課程においては200時間以上という記載がございますが、350時間分のカリキュラムを提供する用意がある、準備があることが担保されていることが重要で、恐らく就労の勉強をする人たちが350時間もまとめて学習時間を確保するのは不可能ですし、むしろ細切れにしてきちんとニーズに合ったものをピンポイントで提供していくことができていないと、良くなっていけないと思います。ここは書きぶりの問題かなと思います。

8ページ目のところに、遠隔について4分の3までというところがございましたけれども、全体に用意しているコースの中の4分の3なのか、あるいは一つのクラスの中で4分の3なのかという書きぶりの問題があるのかなと思います。日本語教師がいない地域や、学習者が散在している地域、あるいは中小企業で勉強したい人たちが1社に1人、2人ずついて、集めて就業時間後に学習をさせますといったニーズに応じていくことを考えると、オンラインはもう欠かせないものになり、むしろ、フルオンラインのクラスがあることは企業側のニーズでもあるので、もう少し積極的に入れた方がいいのではないのかなと思いました。

○戸田座長

事務局に確認ですけれども、今の4分の3まで実施可であることについては、具体的にどのようなことを想定しているのかについて、御説明をお願いいたします。

○伊藤課長補佐

長山委員に二つ考え方を御提示いただきましたが、その中でいうと、例えば10個コースがある中で、そのうちの4分の3がという意味ではなくて、各コースの授業がそれぞれ4分の3までという考え方になります。

○戸田座長

長山委員、よろしいでしょうか。

○長山委員

理解しました。であれば先ほど申し上げたとおり、フルオンラインのクラスというのは必要になってきますので、そこを認める形でいかないと、せっかく社会のニーズに応じてこういうものを作ろうとしているときに、ニーズに応えられないことになってしまいます。そこは変えた方がいいと思っております。

○戸田座長

それでは西村委員、大日向委員の順番でお願いいたします。

○西村委員

今の遠隔授業の部分に関しまして、留学に関しても少し認めていただくことが必要ではないかなと感じております。もちろん日本国内にいる学習者を対象にすることは前提ですが、コロナに限らず感染症の流行は、今後も予想されますし、例えば大雨などの災害が予想される場合に、事前に遠隔事業に切り替えるようなことができれば学習者の安全といったものも担保できるかと思えます。学びの継続ももちろん担保できるわけです。

また、学習内容によっても検討に値するものがあると思えます。例えば日本人との交流などの遠隔授業の場合は、来てもらうとなるとなかなか難しいのですが、遠隔でつなげれば比較的幅広く授業が行える可能性もあります。教育内容によっても認めるような動きがあってもいいのかなと思えますので、告示基準の中では遠隔授業は認められない状況になっていますが、ここでは是非、遠隔事業も教育の質の向上のために一定の範囲で認める形にさせていただきたいなと考えます。

○大日向委員

私から2点ございまして、1点目は今ちょうど議論になっているところですが、ここに7ページですが、1週間当たり20単位時間以上、原則8時から6時の授業を実施すると書いてあります。これは留学の場合、問題ないと思うのですが、私も就労、つまり企業に勤める人たちに対する日本語教育の経験がございまして、就業時間外にというような方も、時間内にという方もいらっしゃいます。5時以降とか6時以降とかというような時間帯で実施するケースも結構あったような気がいたしますので、ここは考える必要があるかなと思います。

それからもう1点、私が申し上げたいのが7ページの二つ目の丸でございまして。「留学」の課程の修業期間は、原則1年以上、これはいいと思うのですが、その下に「就労」・「生活」の課程の修業期間は、目的に照らし適切に定めることができ、個々の生徒は修業期間の一部の履修可」と書いてございまして。この文言について、つまり個々の学習者が一部を履修できるというような文言という、是非、留学生の部分にも入れるべきではないかと考えております。

と申しますのは、留学生は入学時点での日本語レベルについて、多くの場合はA1かそれ以下という場合が多いのですが、学習者によっては既にA2である場合や、B1に達している場合もありまして、課程の途中から履修するケースも結構ございまして。それから、留学生は、例えばコースが長くあっても最初から自分の履修期間を決めていたり、自分の到達目標というものを持っていたりする学習者もたくさんいらっしゃいます。例えば教育課程が2年で、その教育課程の目標がB2レベルでもある学習者は、自分はB1ぐらいまで勉強したいとB1のレベルで修了するといったことです。あるいは、最初から私は1年間、あるいは9か月間勉強して国に帰るといったように、かなり多種多様なニーズがございまして、こういったことが可能になるような形にすべきではないかと考えています。

○戸田座長

ありがとうございました。今の大日向委員の二つ目の御意見に関しまして、御意見などおありでしたらお願いいたします。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

7ページのところで先ほど大日向委員から原則午前8時から午後6時というところに関

して就労のケースでお話があったと思いますが、生活の分野においても例えば夜間中学で日本語教育が行われているようなケースがございます。生活者に対する日本語教育に関しても今後、夜間中学で認定日本語教育機関の認定を取りたいようなところも出てくると思っていますので、その辺りのことも加味しておく必要があるのではないかなと思いました。

それから授業時間数のことに関して、念のため確認ですが、B1、350、A2、200、A1、100以上というのは、長山委員もおっしゃっていたように、カリキュラムの準備があるということでもいいかどうかということについて、念のため確認をさせていただきたいと思うのですが、事務局いかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

すぐ一つ前の話、資料の書き方が拙くて申し訳ないですが、この1週当たり20単位時間以上や、原則、朝8時から夕方6時という時間設定は留学の過程についてのことで書かせていただいております。現時点では、就労、生活にはかけるつもりはございませんので、それは御承知おきいただければと。

それから、正に大日向委員から御指摘いただいたところと併せて読んでいただければと思います。レベル別にそれぞれのレベルに応じた時間数の課程を用意していただいた上で、就労、生活の方々については個々の生徒の状況に応じて、個々の生徒のレベルや目的に応じて一部を履修できるようにしておりますので、正に仙田委員や長山委員がおっしゃっているように、機関として我々審査するに当たってどのレベルのどのようなコースを用意しているか、見させていただかないと審査のしようがないので、当然準備をいただく。ただ、個々の生徒がどう履修するかまでは縛らないということを想定しております。

○小林日本語教育推進室長

若干補足をさせていただければと思いますが、特に長山委員の御指摘について、今回、実は省令案ということで全体的な項目立てを省令の形にしておりましたので、例えば法令形式だとこのようになってくるのですが、例えば生活や就労でという切り口で見たらどうかというのが分かりにくいかもしれないというのは、先生方の御意見を聞いて思いました。

そこまで思いが至っていないところがあると思いますが、最終的に例えば認定申請に当たって申請の手引きのようなものまで最後いければと思っています。そういうときには、例えば生活や就労はこうですというように、それぞれ認定をするわけなのできれいに分か

れてくると思います。省令案の形だったのでこのようになっていますが、見せ方などは確かにこの規定は全部当てはまるのかどうか分かりにくいところも多分あったと思いますので、そこは留意をして対応していきたいと思います。

○戸田座長

ありがとうございます。では西村委員、お願いいたします。

○西村委員

7ページの一番下の部分で、専門教育等の科目を一定の制限のもとで開設可能だとお書きいただいているのですが、ここでいう一定の制限というのはどのようなことを想定していらっしゃるのか、教えていただければありがたいです。

○伊藤課長補佐

お答えいたします。我々の中でもまだ完全に整理し切れていないところではあるのですが、例えば一定の時間数の割合を示すとか、例えばこういった科目ですということを示したり、そういうことを更に先の議論として示したりしていきたいと思っております。具体的に何だというのは、まだ今日の時点では御準備できていないのですが、そういうことを想定しております。

○西村委員

ありがとうございます。時間数等は760単位時間以外でというお話になっているかと思うのですが、専門の教員が指導することが可能性として高いのではないかなと思いますので、認定日本語教員ではない専門の教員が指導することもお認めいただきたいと思えます。もちろん日本語教員と連携するということは必要だと思いますが、本物の先生から専門のことを教わるということがカリキュラムの中にうまく組み込めると、より質の高い教育、特色のある教育というものにつながっていくのかなと思っています。

また、専門課程の学生とともに学習するということが実際にできるようになると、自分の日本語の到達目標であったりとか、学習の専門の目標みたいなものが明確になったりという可能性もありますので、是非御検討いただいて、そうなってくるとある程度20人の枠を超えた大人数の学習といったものも想定する必要があるかと思っています。

○戸田座長

それでは長山委員、お願いいたします。

○長山委員

今の西村委員に関連して、就労のB1以上となってきた場合に、業界別、分野別の学習というのも当然並行してやっていかないと効果が上がっていかないところがあります。例えば宿泊の接客に関する専門のについてや、あるいは介護の専門性のあることについてなどは、この一定制限といったところがB1以上になってくると広く捉えていく必要性があるのかなと思っております。

5番の学習上、生活上の支援体制のところですが、冒頭触れられました母語支援等学習困難といったところの意味が、具体的なイメージがいま一つ沸かなかったのですが、場合によっては、生活上の困難なことがあった場合に自治体や国際交流協会、あるいは多文化共生の相談窓口にしっかりつなぐ体制があるというような、もう少し広い書き方をしてもいいのかな、学校の中で解決するという形の言葉が多いのですが、むしろそうではなく、自治体に相談窓口がたくさんあるので、そこにつなげていくことを入れた方がいいのではないかなと思いました。

○佐々木委員

今の1行目のところですけど、これはそのまま素直に読むと、学校内に必要な、ある言語の母語話者をそろえてと読めてしまうのですが、そうではなくて例えばIT機器の利用や、機械翻訳の利用なども含めて準備体制が出来ていることと、もう少し分かるように書いていただければよろしいのではないのでしょうか。

○戸田座長

ありがとうございました。7ページにつきましては活発に御意見いただきました。8ページにつきましても遠隔授業などについて御意見が出ましたが、8ページ、9ページ、学習上及び生活上の支援体制などについて御意見をお願いいたします。長山委員、お願いいたします。

○長山委員

5番の支援体制について、学習者の相談窓口を適切に設置するというのは、例えばハラスメント対応の窓口の設置などがあると思いますが、ここで取り扱うのではなくて、法人としてむしろ備えるべき、個人情報の管理や財政基盤など、そういう整理になりますでしょうか。それとも、ここで取り扱うような形になりますでしょうか。これは事務局への質問です。

○伊藤課長補佐

法律上、法人に求められている義務として相談窓口があるかと言われると、それはないです。財政基盤は求められているのでチェックすることになります。法人には多分、会社であれ学校法人であれ、一般法としてそういうハラスメントの対応というのが求められてはいると思うので、そういう、うちの法律でというよりは一般的な法令としての義務として求められていくことにはなると思います。

○佐々木委員

9ページの二つ目の丸です。生徒の出席状況を的確に把握するという点について、留学は当然のことですが、生活の教室を拝見しますと、出欠が分らないのが悩みの種の教室が山のようにあるわけです。それはよろしいのですか。生活の委員に伺いたいのですが、このままで問題なしですか。むしろ、その出欠をきちっとする、出席状況も的確に把握するところだけが認定を受ければよいということであれば、それはそれでよろしいと思います。

○仙田委員

今のお話、確かに気になるところではあるのですが、出席率が認定に影響してくるかどうかという懸念だと思います。特に記述はなかったように思っているのですが、念のため事務局に確認させていただいてよろしいでしょうか。

○伊藤課長補佐

文化庁の基準上で言いますと、その出欠管理が出来ているかどうかということだけですので、低いから悪いとかということにはなりません。ただ留学類型については一方で在留資格との関連が出てきますので、うちの基準上でどうというよりも法務省さんとの観点で

出入国管理庁から指摘を受けることは当然、これまでどおりあるということになると思います。

ただ、認定基準上は別に何か出席していないから駄目だということでは、特に就労、生活の場合には出来ないとは思っておりますので、そこはそこで何かペナルティということは考えておりません。

○小林日本語教育推進室長

佐々木委員の御懸念に関しては、例えば省令などで義務付けになるところと、例えば運用の中で、学校であれば生徒の出席状況を確認するのは当たり前のような気もするので、努めていただいたり、やり方をいろいろ変えながらやっていただいたり、工夫の余地がいろいろあると思うので、そこはよく研究させていただければと思います。

○大日向委員

今の件について、私も出席のよしあしという、これは留学ではなくて生活、就労を想定しているのですが、ただ、修了要件といったところの絡みを考えていかななくてはいけないのかなという感じがいたしました。

○戸田座長

今、大日向委員から修了の要件ということのお話が出ましたが、それを考えていかなければならないということの御意見でした。

では、次に移ります。次が、その他の主な論点への対応ということで10ページから11ページ、12ページ、13ページと続きます。御意見をお願いいたします。

○大日向委員

1点目が、10ページのその他の主な論点への対応の丸1ですが、下から2行目に「認定日本語教育機関による情報の公表」というところがあります。入学者の募集や生徒の入学手続支援等を行う者に対して支払った仲介料の手数料を公表するということが考えられています。趣旨がよく分からないのですが、おそらく、仲介料の高騰というようなところに配慮されているのだと思いますが、ただ、これまでの告示校の仲介料につきましては、国や地域、あるいは仲介機関によって本当に

まちまちです。全く支払わない場合もありますし、国や地域などの相場から決まったり、あるいは仲介機関との力関係で決まってきたりなど様々あります。それを全て公表しなければならぬような規則にした場合、どのようにしたらそれができるのかという疑問があります。

それからもう一つは、公表することの弊害としまして、ある機関はこのぐらい払っているのだから、おたくもこのぐらい払いなさいという、高騰を抑えようとするのが逆に仲介料の高騰に拍車をかけるような可能性も否定できないのではないかと思います。この部分は相当慎重に考えていかなければならないと考えています。

○戸田座長

ありがとうございました。これに関しまして、ほかの委員からも御意見を伺いたいところですが、伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

大日向委員の御指摘の部分、手数料の公表は不要だと思います。今の弊害も含めて、これを出すことによって誰が利するかというところを考えると、あまり意味がないのではないかと思います。

○戸田座長

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

何らかの形で分かるというなとは思いますが。というのは、今までもさまざまな学校の方とお話ししていて、仲介手数料にパワー関係が出ているようです。経験のない学校だな、これでは仲介者の言いなりになっていっちゃうなと思わされる場所というのは仲介料の額に現れています。一方、歴史のあるしっかりした質のいい学生を集めていっちゃうところは、学校側がイニシアティブを取っていっちゃうということがあります。

ただ、確かに大日向委員のおっしゃったことも筋が通っていますし、手数料の金額を書けとは思わないのですが、何らかの形で、できる範囲で公開していただくことは大切じゃないかなという気がいたします。

○戸田座長

ありがとうございました。伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

むしろ情報公開というよりも、自己点検評価等の中に組み込むことによってそれを見逃さない、しかしそこはちゃんとチェックするという、その機能で建付けたらどうかと思いました。

○戸田座長

大日向委員、続きまして佐々木委員、お願いいたします。

○大日向委員

今、伊東委員がおっしゃられたこともありますでしょうし、公表ではなくて報告事項にして、外部に漏らさなくても監督官庁がしっかり把握しておくことでも一定の機能を果たすかなと考えます。

○佐々木委員

大日向委員がおっしゃったように、報告という形もいいと思いますし、それから伊東委員がおっしゃったように自己点検評価に含めるというのも非常にいいことだと思います。自己点検評価でいつも感じるのは、学校によってエビデンスもなしに、できている、できている、できているという感じの自己点検をなさるところがあります。ですから自己点検には必ずエビデンスを付けることというのを書いておいて、そこに仲介手数料なども書いていただく。公表のときに手数料まで公表しようとは言いませんが、自己点検をなさる場合にはエビデンスが必要だということを徹底することが必要かと思います。

○戸田座長

ありがとうございました。事務局から何かございましたらお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

様々御意見いただきましたが、共通しているのは何かしら提出していただく、そのやり

方が例えば法律で義務付けになったものをどう使うかという形だったと思いますので、御意見をいただいたものを踏まえてよくまた考えていきたいと思います。

○戸田座長

よろしくお願ひいたします。公表されるということですので、その信憑性といひますか、どのようにそれを点検するのかということも大きな問題かと思われまひます。では仙田委員、古川委員の順番でお願ひいたします。

○仙田委員

表現についてですが、幾つかのところでは卒業という言葉が出てきていて、生活や就労を前提とした場合にこの言葉がなじまないのかなということと、さらに言うところ、生徒という言葉も本当は気にはなっているのですが、文言の使い方についてもう少し検討が必要かなと思ひました。

○戸田座長

ありがとうございます。では古川委員、お願ひいたします。

○古川委員

最後のページ、13ページ、その他の主な論点への対応(案)の「4」のところですが、経過措置に関する規定のところ、留学生別科の大学ですと2013年だったと思ひますが、労働契約法の改正で無期転換という話があったと思ひます。本学でも5年10年働いていただいている非常勤の先生がいらっしゃるのですが、例えば無期転換のルールに沿って無期化されて、プラス、登録の日本語教員にならないという、例えば試験にこの5年の経過措置の間に受けられなかった、もしくは試験に落ちてしまった、もしくは意思として試験を受けないという先生がいらっしゃる場合に、認定機関の条件を満たしていても資格を持ってない教員がいるというところで、結果、登録機関になれないところも可能性として出てくるのではないのかなというところではあります。

強制できないので、その資格取得を先生には促していくことしかできないのですが、意思が固い場合というのは何かこの二つの法律の間で何ともしがたい状況になることが予想されます。その先生が例えば、配置転換や、別科ではなくて違うところで教えてもらうよ

うなところも可能性としてはあるのですが、何かそれもできるかどうかという法律の解釈というのは確認しないといけないと思います。いいアイデアが思い浮かばないのですが。

そのほかにも法律等の様々な状況があると思うので、できる限り対処などを考えていきたいですし、何か想定されるのであれば、どう対応するのかというところも含めて検討しておくべきかなと思いました。

もう1点が、先ほどの自己点検のところもそうですが、この認定機関というところで、特に留学生別科で言いますと、認定機関でなければ日本語教育機関にあらずというとはなっていないですし、多様なコースがプログラムがあるので、そういう認識は持つべきではないかなと思うのですが、少なくともこの認定機関に関するハードルといいますか、これからさらに詳しく作っていく基準や、自己点検はルールとして厳格にしてほしいなというところがあります。

というのも、今回、法律という形になって日本語教員も国家資格という形になりますし、待遇や社会的地位の向上というのにもつながってきますし、又は機関においてもしっかりやっているところに関しては、ほかの機関との差別化、ブランディング化につながっていくと思いますので、しっかりとした機関、認定機関としての基準は作っていきなと思っています。

○戸田座長

ありがとうございました。古川委員の最初の質問に関しまして事務局、何かございますか。

○伊藤課長補佐

補足させていただきます。その前の仙田委員の御指摘についてですが、法令上の文言をどう使うかというのは、我々も自由に何でも置けるわけではなくて縛りがかけられているところもありますので、実態として皆さんがどういう言葉を使っていたかということと、何を何か縛るものではございません。運用の中でどういう言葉を使うかということと、法令用語としてどういう用語を使わなければならないかということは区別をさせていただければと思っております。

古川委員の一つ目の御指摘ですが、おそらく無期転換になる対象の方というよりは、もともと正規雇用の方についても資格を取らなければならなくなることに對して、個人とし

て取りたくない方がいるかどうかということとも関わってきて、必ずしも何か無期転換があることが理由ではないと感じています。

ただ、我々としてはなるべく円滑に現職の先生方が資格を取りやすいような経過措置も別のワーキンググループを設けることを予定していますので、そういった形でなるべく資格を取っていただくべく、こちらとしても支援をさせていただきたいと考えております。

○戸田座長

長山委員、お願いいたします。

○長山委員

12ページの対応案、丸3の最後の「帳簿」のところですが、入学者募集、入学者選抜、あるいは入学、卒業の学籍に関する記録といったところが、かなり異なってくるかなと思いますし、オーダーベースで研修プログラム、日本語の教育プログラムを作っていく場合に、どこまで学習者の個人情報、例えば住所情報や、電話番号などが得られるのか得られないのかという問題もあります。ここは画一的にできるところとできないところとあるのかなと。

また20年の保存というのが、研修の場合、20年も保存するのかといったところもあるのかなと思いますので、ここも区別して考えた方がいいのではないかなと思いました。

○戸田座長

ありがとうございました。では西村委員、お願いいたします。

○西村委員

一つ目は、11ページの一番下にあります第三者評価に関する部分です。前段の昨年度の有識者会議では、第三者評価を実施した場合にはその期間は実地調査などの期間を長めに取るなど配慮する形で第三者評価を推奨するようなことだったかと思うのですが、その建付けに関しては変わらないという理解でよろしいでしょうか。15ページのポンチ絵にも調査という言葉がなかったのですが、政令、省令の中で記されていないという理解でよろしいでしょうか。事務局に確認したいと思います。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。西村委員の御理解のとおり、有識者会議報告書で言うところの実地調査というのは法律上の行為ではない位置付けでやることを想定しております。今回のワーキンググループ資料上では法律上の行為ではないので出てきていないことになりま。今年度後半のワーキンググループグループにおいて、より運用面のルールの中で実地調査をどう位置付けるかについても御議論いただきたいと思っています。その中で第三者評価をやった場合に扱いをどうするかということも含めて、また案をお示しさせていただきますので御議論いただければと思っております。

○西村委員

承知いたしました。ありがとうございます。12ページですが、一つ目の丸のところに定期報告が記されています。定期報告の方法として、オンラインでというような話を聞いたかと思うのですが、その確認と、それから専門学校や各種学校の場合は、都道府県を通して文部科学省にお伝えしている報告内容というのも多種あります。また、変更などの届けに関しては非常に複雑で煩雑になっております。手続面の重なりを軽減したいというのは有識者会議からも御配慮いただけるというようなお話でしたので、是非この点に関しましては丁寧な対応を引き続き検討していただきたいなと思います。地域差なども踏まえていただければと思います。オンラインの件、事務局いかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。はい、定期報告だけではないですが、申請とかも含めてオンライン上で手続が出来るようなことを考えております。今年度もその構築のための予算を計上しておりますし、来年度に向けても必要な予算を検討していきたいと思っております。

○西村委員

ありがとうございます。専門学校、各種学校の情報みたいなものも適宜共有させていただきながら、いい方向に進められればいいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○戸田座長

ありがとうございます。では伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

15ページの認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像についてのポンチ絵では、国が審査をすることになっていますが、この半年の間に具体的にどの部署が、あるいはどの機関がこのことを請け負って行っていくかというビジョンはおありなのかどうか。例えば、大学の認証評価だと何何協会というような形でその組織が定期的に大学の審査を行います、国というのは具体的に誰が行うのかというのが、もしお分りであればお話しいただければと思います。

○小林日本語教育推進室長

ありがとうございます。学校の認定や、教員養成機関の登録などは今後、文部科学省に移管されますので、文部科学省の担当部署が行うことになると、考えております。

○戸田座長

大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員

関連して伊東委員のお話の部分ですが、最初の今後のスケジュールで、来年の4月もしくは5月から申請開始ということが書かれていると思うのですが、今、告示校800以上があって、それに大学を加えますとかなりの数に上ると思います。どのような形で認定の申請があつて、どの程度まで認定していくというような、何かイメージをお持ちでしたら是非とも教えていただきたいのでよろしくお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

ありがとうございます。まだ決まったものはございませんが、配布資料3「日本語教育認定法 今後のスケジュール案（令和5年6月時点）」で示しているのは正に新規で認定をされるというところを想定しています。既存の法務省告示校からこちらの制度に切替えというのは大日向委員がおっしゃるように多数ございますが、当然、来年以降の文部科学

省で審査体制にも影響してまいりますので、そこをどのような形でお受けするかというのは、例えば今後行われるような説明会までに整理をして、お示しできればと思っております。

○大日向委員

今、言われた新規校というのは、私の感覚ですと全部新規校だと思っていたのですが、そうではなくて、全く今まで日本語教育機関を開設していなかったところという判断でしょうか。

○小林日本語教育推進室長

現在、日本語学校として運用している機関が認定制度に切り替わってくるというところも当然たくさんあるわけがございますので、そのスケジュールについては、別の機会でも示していきたいと思っております。

○大日向委員

今の件につきましては分かりました。もう1点、定期報告等に関する規定について、先ほど西村委員からもいろいろな申請事項があるというお話がありましたが、「「留学」の課程を置く機関については、現行の法務省告示機関が」ということで、生徒の出席状況などを出さなければならないとあるのですが、文科省、文科大臣に出すときにも生徒の授業への出席率というような記載があるのでしょうか。

今、入管に対していろいろな提出書類があるのですが、今度は文科省が管轄になったときに重複するものが出てくると思います。できる限り同じ情報は省庁間の中で受渡しをしていただければ、日本語教育機関についてもかなり負担の軽減につながると思いますので、よろしく願いいたします。

○戸田座長

それでは仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

この定期報告や実地調査に関連してということで、あまりあってはならないことだとは

思うのですが、一度認定を受けた日本語教育機関が例えば課題が多くて改善や指導を受けたり、あるいは、あまり良くない場合には取消の対象となったりということも全くゼロではないことを想定しておかないといけないと思います。この認定基準で書かれることでなくて別扱いになるのでしょうか。

○伊藤課長補佐

認定基準は1ページ目にあるとおり、基本的には、認定に当たっての入り口部分において何を見るべきかという基準ですので、そういった運用後の取消しについては法律、もしくはその施行規則の中で関連して、ほとんど省令に下りているものがないので基本的には法律に定められているとおりに扱わせていただくこととなります。

○仙田委員

分かりました。ありがとうございます。

○戸田座長

それでは、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

10ページの情報公表に関する規定のところですが、これは新規開設の学校に関しては、この項目でいいかなという感じがしますが、既存の学校が移行した場合の学習の成果はこの項目になりますか。日本語学校について調べたいと思う方が知りたいのは実際にどれだけの効果が上がっているかというところで、例えばN2の合格者は受験者中、何%なのかとか、直近3年間の進学先はどこなのかとか、ということを知りたいわけですよね。学習の成果というのは、どこか項目として挙げることはできないのでしょうか。

○伊藤課長補佐

11ページに点検評価についてでございますが、その中に学習の成果に関することというのを入れさせていただいておりまして、そして自己点検評価は年1回以上やっていた上で公表を、結果をすることは法律上、義務付けられておりますので、その中で公表されたものを学習者の方にも見ていただけるということかと思えます。

○佐々木委員

11ページは非常に重要だと思うのですが、私たちはこれをやっていますということだけ出すということでもいいのでしょうか。是非エビデンスになるものが出てくることを願ってはいるのですが、お考えいただければと思います。

○大日向委員

佐々木委員のおっしゃることについて、よく分かるのですが、事務局からお話があった自己点検評価はおそらく点検評価の結果でしかないので、具体的におっしゃられた進学先であったり就職先であったり、獲得した試験のレベルなどは出てこないような気がいたします。

○戸田座長

古川委員、お願いいたします。

○古川委員

12ページの定期報告に進学者数、就職者数や、学習の成果という項目が該当するのかなと解釈していました。

○伊藤課長補佐

確かに文科省にも報告いただいて、その概要を公表するという事になっています。佐々木委員の御指摘はかなり具体的な成果の状況ということだと思います。国が公表するのは概要なので、具体的な事項について、機関自身に公表してもらうべきなのか、国が概要の中でそこまで具体的なことを公表するのかということだと思います。

省令上において各機関の公表事項等を規定するものではありませんが、今後、運用方法を規定していく際に、今は自己点検評価を何らかやっていればよいような形になっていますが、公表に当たってもこういうことに留意するべきと機関側に求めるのか、はたまた国がまとめて公表するのかということを考えていきたいと思います。

○伊東委員

時間のないところで。今回のワーキンググループ、今の議論とも関係するのですが、

新たに申請する機関に関しての認定基準を議論すると理解していますが、適格性をも含めた形での認定基準等も我々は今後話していくのか、罰則規定をも含めて適格であるか否かというところも含めて、この半年で決めていくのかどうか、最後この質問をして終わりたいと思います。

○小林日本語教育推進室長

御質問の意図に沿って回答できているかわかりませんが、このワーキンググループでは最初に見ていただいている省令等の法令形式のものをまず考えていきます。その中で、法令等を書き切れないような、例えば学校の認定に関わる細則など、細かいものについて、このワーキンググループの後半でやっていければと思っております。ある程度それを基に全国の日本語学校をはじめとする日本語教育をやっていただく方にお示しをしていきますので、様々な論点を御議論いただいて解決できければと思っております。

○戸田座長

皆様、ありがとうございます。まだ御意見もあろうかと思いますが、時間が来ましたので本日のワーキンググループの議論はここまでとしたいと思っております。事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

様々な議論を大変ありがとうございました。本日の資料であまりお示しできていなかったところ、例えば、大学別科のルール等について、次回以降にお示しできればと思っております。また、就労や生活の部分で、例えば施設の設備の基準など、その学校の質の担保というところとかとどうやってバランスを保つかという、文部科学省としてすごく難しい問題がありまして、よく考えていきたいと思っております。発言が出来なかった部分もあるかと思っておりますので、メールを事務局までお送りいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○齊藤日本語教育調査官

次回のワーキンググループは、7月21日金曜日10時から開催予定でございます。

○戸田座長

次回のワーキンググループについて御案内いただきました。ありがとうございます。

本日は、これで第1回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループを閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

— 了 —